

飯 舘 村 地 域
循環型社会形成推進地域計画

飯 舘 村

平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日

第 1 回変更 平成 2 8 年 1 月 1 8 日

第 2 回変更 平成 2 9 年 2 月 日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3	施策の内容 -----	8
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	13
	別添 1～3 -----	14
	様式 1～3 -----	17
	参考資料様式 5 -----	21

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

- ◇ 対象市町村名：飯館村（山村地域、過疎地域）
- ◇ 面積：230.13km²
- ◇ 人口：6,319人（平成26年3月31日現在（住民基本台帳登録人口））

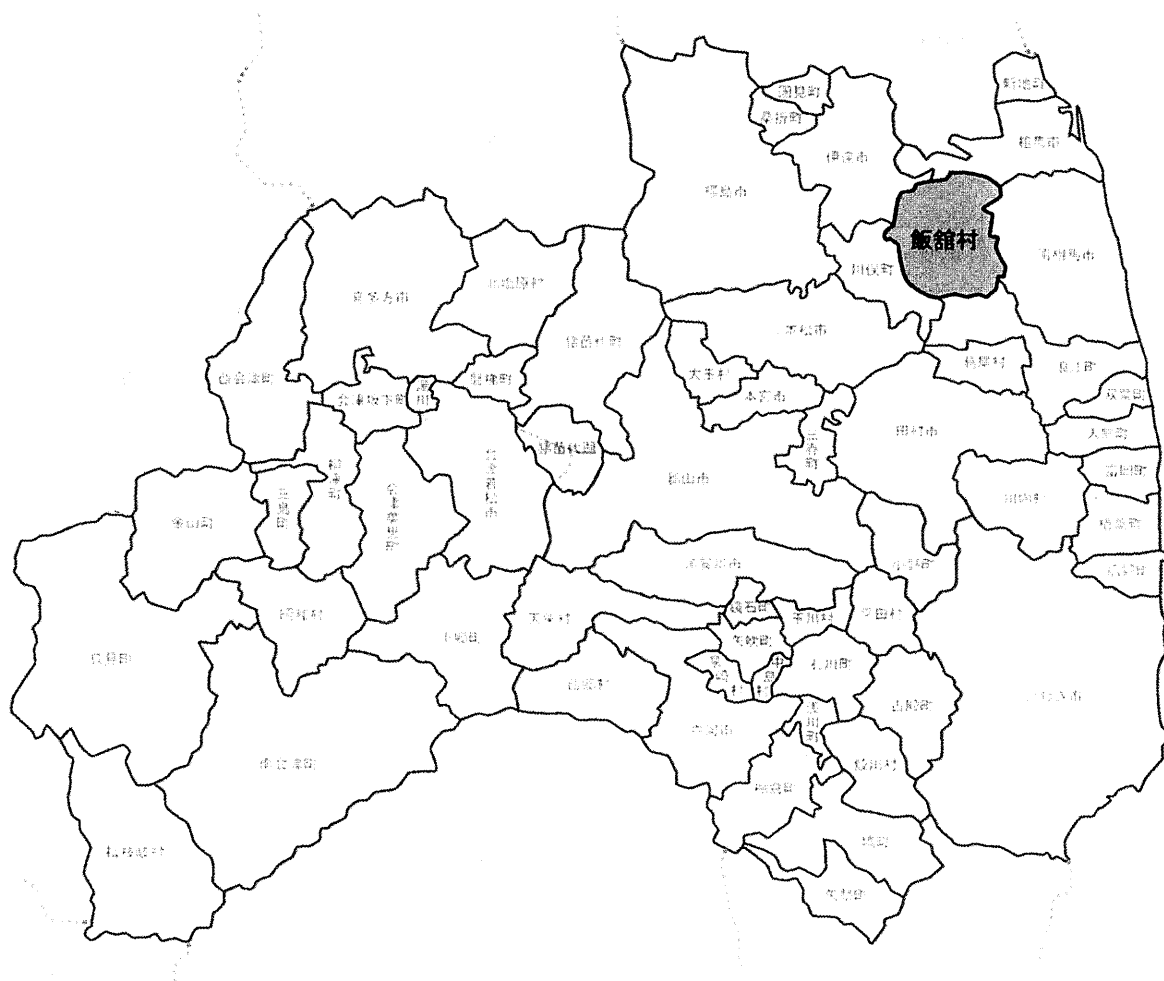


図 1-1 対象地域図（着色部分）

別添 1 に関係施設の概要を記載

(2) 計画期間

本計画は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度を平成 32 年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

計画期間	目標年度
平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで (5 年間)	平成 32 年度

(3) 基本的な方向

① 平成 22 年度までの状況

飯舘村（以下、「本村」という。）では、平成 22 年度までごみの分別排出、収集運搬、中間処理（焼却処理を除く）及び最終処分は全て本村の責任の下で実施していました。中間処理のうち可燃ごみ等の焼却処理は、飯舘クリアセンター（焼却施設）にて行っていましたが、同施設を平成 21 年 9 月末で休止（平成 26 年 3 月に廃止）し、同年 10 月からは南相馬市のクリーン原町センターに処理を委託していました。また、中間処理のうち資源ごみ等の処理は、本村が所有するリサイクルセンター又は民間事業者施設で資源化処理していました。

生活排水については、2 か所の農業集落排水施設（草野・飯樋地区）や合併処理浄化槽によって生活排水を適切に処理してきましたが、特に合併処理浄化槽の普及は十分とは言えない状況にありました。

② 現在の状況

本村は、本計画策定時点（平成 26 年 12 月現在）において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により全域が避難指示区域に指定されています。本村では「いいたて ままでいな復興計画（第 4 版）」において、平成 28 年 3 月を避難指示解除の当面の目標時期として、平成 28 年度以降の住民の帰村に向けて準備を進めています。なお、本村における対策地域内廃棄物の処理（焼却処理）を行う目的で、飯舘クリアセンター内に仮設焼却施設が建設されており、平成 29 年秋まで処理を継続する予定です。

生活排水については、「① 平成 22 年度までの状況」と同様です。

③ 基本的な方向

以上から、自区内処理の原則に基づき、平成 29 年秋以降における本村の中間処理体制を整備することが求められています。本村内における循環型社会の形成を推進することを目的として、近隣自治体への処理委託も含めて、本村として望ましい中間処理体制について検討していくものとします。

また、生活排水については、村民からの要望も多い合併処理浄化槽の設置整備を計画的に進めていくものとします。

※上記のとおり本村では平成 23 年度以降避難指示区域に指定されていることから、次頁以降では平成 22 年度の実績を最新実績として扱っています。

(4) 広域化の検討状況

福島県では、平成 22 年 3 月に福島県ごみ処理広域化計画を改訂しました。県はこの計画の中で、県内を 7 つのブロックに分け、それぞれのブロックにおける一般廃棄物処理施設整備等の進め方を定めています。本村は「相馬ブロック」に属しており、他に相馬市と新地町を構成市町とする相馬方部衛生組合と、南相馬市がこのブロックに属しています。

本村が所有していた飯館クリアセンター（焼却施設）は、平成 21 年 9 月末に休止、平成 26 年 3 月に廃止しています。一方、相馬方部衛生組合は、平成 24 年 12 月から新たなごみ焼却施設を稼働させており、南相馬市は、同市が所有するごみ焼却施設の更新又は大規模な改修・基幹改良について検討を進めています。このように、相馬ブロックを構成する各自治体（組合）の現状はさまざまであり、現段階において本村、相馬方部衛生組合及び南相馬市の 3 者によるごみ焼却施設の集約化は困難な状況にあります。

今後は県を含めた 4 者の間で意見調整を行いつつ、相馬ブロックにおける将来のごみ処理のあり方について検討を進めていきます。

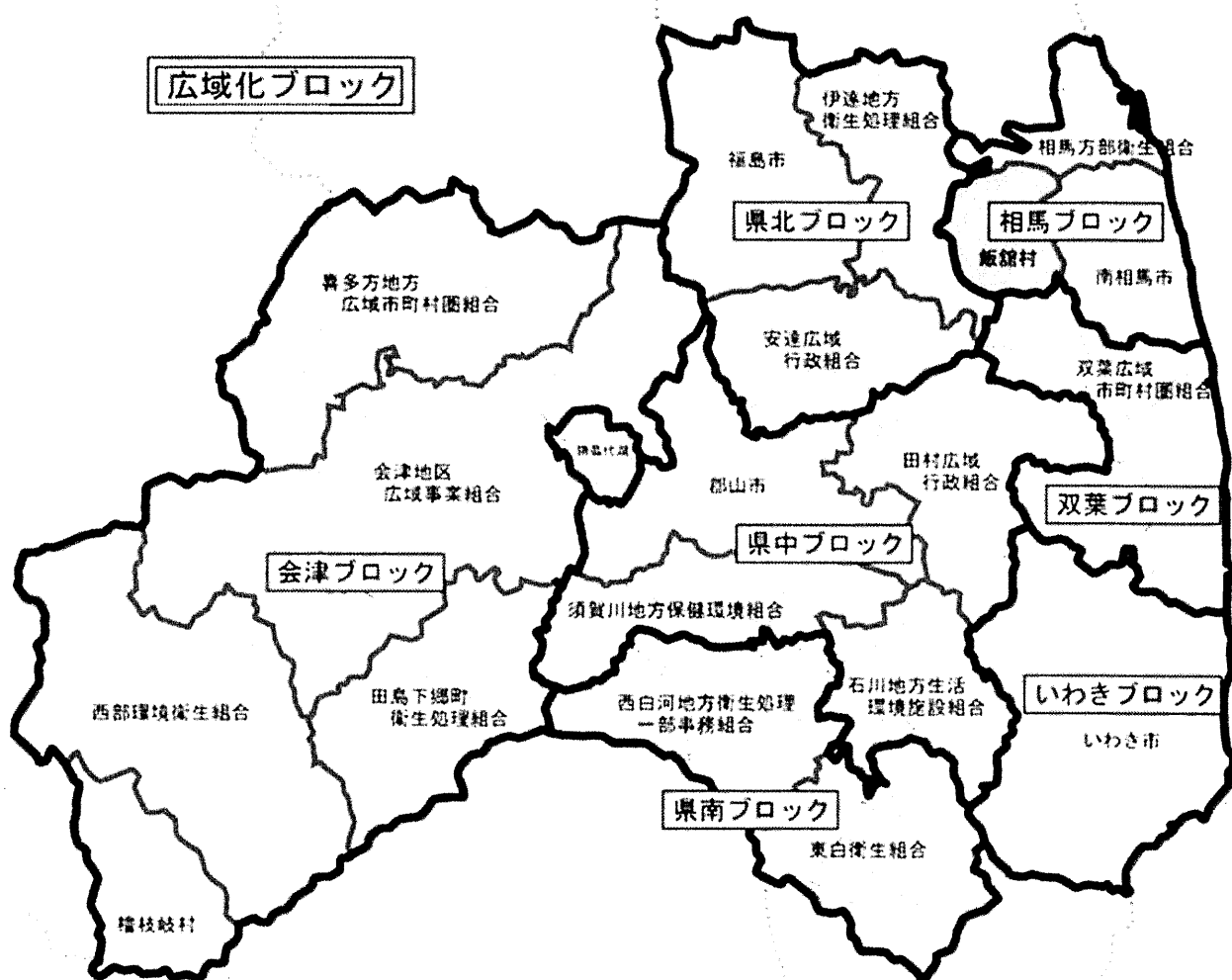


図 1-2 福島県ごみ処理広域化計画における広域ブロック図

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）の処理の現状

平成 22 年度における一般廃棄物（ごみ）の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

集団回収量を含む総排出量は 831 トンであり、再生利用される「総資源化量」は、415 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 49.9%となっています。

中間処理による減量化量は 339 トンであり、集団回収量を除く排出量のおおむね 50.0%が減量化され、約 11.4%にあたる 77 トンが埋立処分されています。

なお中間処理量のうち、焼却量は 364 トンとなっています。また、中間処理後の処理残さは、最終処分場に搬入し、埋立処分されています。

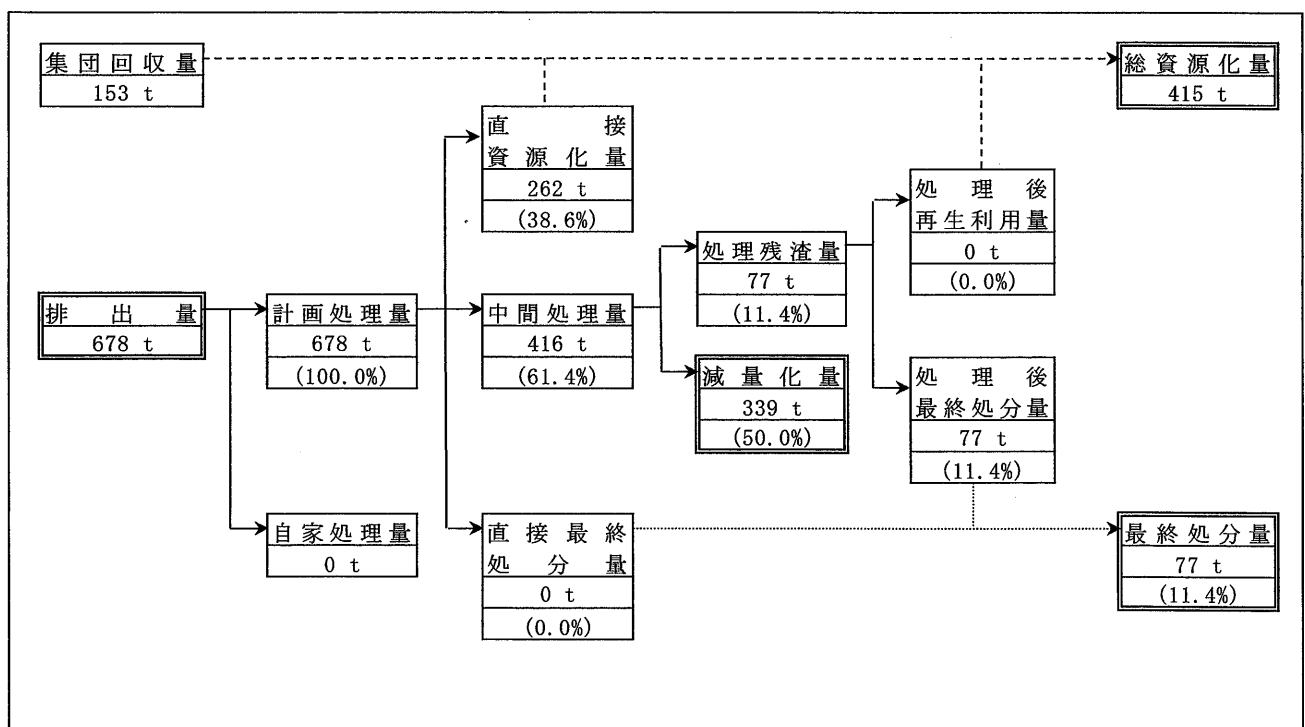


図 2-1 一般廃棄物（ごみ）の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 22 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりです。

生活排水処理対象人口は、全体で 6,581 人であり、水洗化人口は 3,068 人、汚水衛生処理率は 46.6% です。

平成 22 年度のし尿発生量は 914kL/年、浄化槽汚泥発生量は 1,914kL/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 2,828kL/年です。

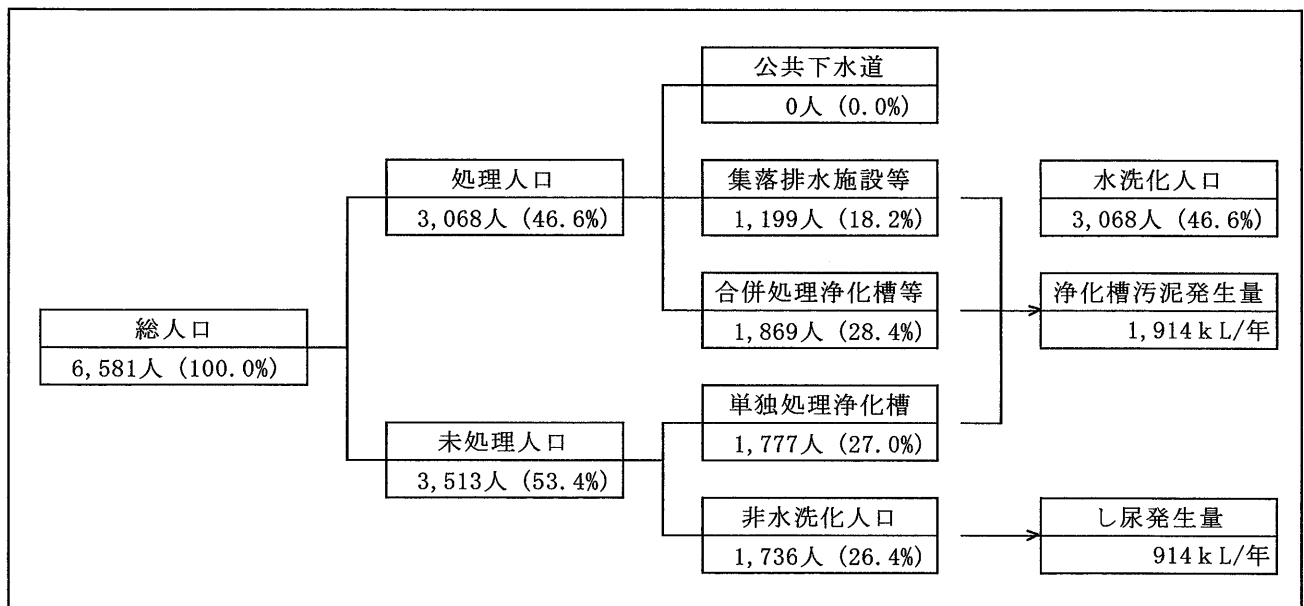


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 22 年度）

(3) 一般廃棄物（ごみ）の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

なお、目標値については、平成 26 年 10 月に策定したごみ処理基本計画に基づいた数値としており、本計画の目標年度である平成 32 年度における数値としています。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号、改訂：平成 22 年環境省告示第 130 号）」及び「福島県廃棄物処理計画」における各種目標値を長期的視点に基づき達成させるべく、目標年度以降も各種施策を推進していきます。

参考として、別添 3 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

			現 状(割合) ^{※1}	目 標(割合) ^{※1}
			(平成22年度)	(平成32年度)
排出量	事業系	総排出量 ①	0 トン	0 トン (H22比 -)
		1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	0.0 トン/事業所	0.0 トン/事業所 (H22比 -)
	家庭系	総排出量 ②	678 トン	596 トン (H22比 -12.1%)
		1 人当たりの排出量 ^{※3}	105 kg/人	118 kg/人 (H22比 12.4%)
	集団回収量	③	153 トン	147 トン (H22比 -3.9%)
	排出量合計 (①+②)		678 トン	596 トン (H22比 -12.1%)
	排出量合計 (①+②+③)		831 トン	743 トン (H22比 -10.6%)
再生利用量	直接資源化量		262 トン (38.6%)	248 トン (41.6%)
	総資源化量		262 トン (38.6%)	251 トン (42.1%)
	総資源化量(集団回収量含む)		415 トン (49.9%)	398 トン (53.6%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)		—	0 MWh —
減量化量	中間処理による減量化量		339 トン (50.0%)	318 トン (53.4%)
最終処分量	埋立最終処分量		77 トン (11.4%)	27 トン (4.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量 : 埋立処分された量[単位: トン]

《用語説明》

トレンドグラフ : 現状把握と今後の推移予想

《割合の算出方法》

直接資源化量、総資源化量、中間処理による減量化量、埋立最終処分量の各項目の割合は、以下の計算式による。

【(各項目の量) ÷ (排出量合計 (①+②)) × 100】[単位: %]

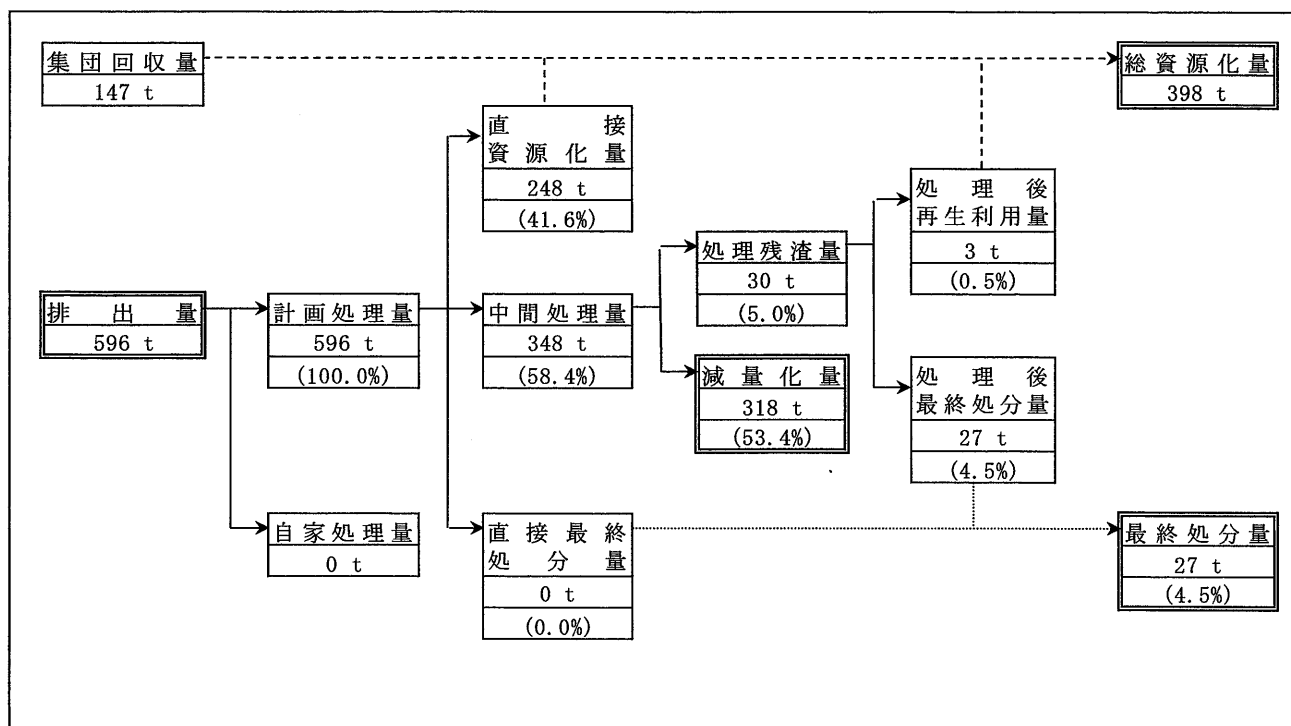


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 32 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成22年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	集落排水施設等	1,199人 (18.2%)	890人 (16.6%)
	合併処理浄化槽等	1,869人 (28.4%)	3,238人 (60.4%)
	未処理人口	3,513人 (53.4%)	1,236人 (23.0%)
	合 計	6,581人	5,364人
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	914 キロリットル	621 キロリットル
	浄化槽汚泥量	1,856 キロリットル	2,081 キロリットル
	農集排汚泥量	58 キロリットル	0 キロリットル
	合 計	2,828 キロリットル	2,702 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 帰村村民に対する分別区分の再認識促進

村外に避難している村民は、避難先自治体で定められた分別区分に基づいてごみの排出を行っています。帰村後は本村が定めている分別区分を遵守してもらう必要があることから、ダイエットマスター講習などを通じて、村民に村のごみ分別区分を再認識してもらう取組を推進していきます。

イ 環境教育、普及啓発

震災前から実施していたごみダイエットマスター制度を継続して実施します。具体的にはプラスチック製容器包装、雑紙、シュレッダー紙についてごみダイエットマスター講習を実施し、受講者に対して本村の認定書を交付します。

ウ 集団回収の継続

本村では震災前から古紙類や缶類などの金属類について集団回収を実施しています。集団回収は単にごみ資源化の観点ばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、今後も積極的かつ継続して実施していくものとします。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分と処理方法は表 3-1、分別区分と品目は表 3-2 に示すとおりです。今後の施設整備を見据え、必要に応じて分別区分の変更について検討します。

表 3-1 本村の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H22年)				
飯館村				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	
もえなごみ・粗大ごみ	手選別	飯館村リサイクルセンター (手選別処理)	52	
もえなごみ	焼却	南相馬市クリーン原町センター (処理委託)	364	
プラスチック類	圧縮・梱包処理	飯館村リサイクルセンター (圧縮・梱包処理)	6	
ペットボトル			15	
その他プラスチック製容器包装類			28	
缶			48	
びん	直接資源化 (委託)	民間事業者施設 (資源化)	35	
新聞			75	
雑誌類			45	
段ボール			3	
紙パック			5	
紙製容器包装類			3	
シュレッター紙			-	
蛍光灯管			-	
乾電池			-	

※蛍光灯管及び乾電池は統計処理を行っていない。

今 後 (H32年)				
飯館村				
分別区分	処理方法	処理施設等 一次処理	二次処理	処理予測 (トン)
もえなごみ・粗大ごみ	破砕選別	処理委託先未定	【選別可燃物】 処理委託先未定 【選別不燃物】 飯館クリアセンター (埋立処分施設) 【選別資源物】 民間業者	16
もえなごみ	焼却		【焼却残さ】 飯館クリアセンター (埋立処分施設)	332
プラスチック類	圧縮・梱包処理	飯館村リサイクルセンター (圧縮・梱包処理)	民間事業者施設 (資源化)	5
ペットボトル				16
その他プラスチック製容器包装類				27
缶				45
びん	直接資源化 (委託)	民間事業者施設 (資源化)	民間事業者施設 (資源化)	32
新聞				73
雑誌類				39
段ボール				3
紙パック				5
紙製容器包装類				3
シュレッター紙				-
蛍光灯管				-
乾電池				-

表 3-2 家庭ごみの分別区分と品目の現状と今後

現 状 (H22年)			今 後 (H32年)			
飯館村			飯館村			
区 分		品 目	収 有 無 集 の	区 分		品 目
もえるごみ (可燃ごみ)		・ 生ごみ (生ごみ(水を切る)、貝殻、天ぷら油(紙・布で吸い取るか固形剤で固める)など)	○	もえるごみ (可燃ごみ)		・ 現状どおりの分別区分を継続する。
		・ 再生できない紙類 (再生できない紙屑、紙おむつ(汚物は取り除く)など)	○			
		・ 皮革類 (革製品、ナイロン・ビニール・プラスチック類、ゴム類、衣類・布類など)	○			
		・ 木・枝類 (剪定枝・木切れ(長さ40cm以内)、焼却灰など)	○			
もえないごみ (不燃ごみ)		・ ガラス類 (板ガラス・耐熱ガラス・破損したびん、電球類など)	○	もえないごみ (不燃ごみ)		・ 現状どおりの分別区分を継続する。
		・ 瀬戸物・陶器類 (瀬戸物等の食器類、陶器の植木鉢など)	○			
		・ 金属類 (簡易ガスボンベ(カートリッジ式)・スプレー缶、刃物類、鍋・やかん等の金属製品、食用油類容器など)	○			
		・ 小型電化製品 ほか (ワープロ・ラジカセ等、ライター など)	○			
資源ごみ	プラスチック類	・ ペットボトル・その他プラスチック製容器包装	○	資源ごみ		・ 現状どおりの分別区分を継続する。
	缶 類	・ 空き缶	○			
	び ん	・ びん	○			
	紙 類	・ 新聞、雑誌類、段ボール、紙バック、紙製容器包装、シュレッダー紙	○			
粗大ごみ		・ 自転車、ストーブ、応接セット、家具類、椅子、机、オルガン、ミシン、その他指定袋に入らない大きな家庭ごみ	○	粗大ごみ		・ 現状どおりの分別区分を継続する。
蛍光管 乾電池		・ 使用済蛍光管、使用済乾電池	○	蛍光管 乾電池		・ 現状どおりの分別区分を継続する。

イ 事業系一般廃棄物の処理の現状と今後

本村内で発生する事業系一般廃棄物は、排出者による処理・処分を原則としています。
今後もこの原則に基づき、事業者に対して適正な処理処分を求めています。

ウ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇ 本村として望ましい中間処理体制について検討していくものとします。
- ◇ ダイエットマスター講習などを通じて、村民に村のごみ分別区分を再認識してもらう取組を推進していきます。
- ◇ ごみ資源化、地域コミュニティの育成を目的として、今後も集団回収を積極的に継続していきます。

(3) 処理施設の整備

ア 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表 3-3 のとおり行います。

表 3-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業 番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成 25 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
4	浄化槽設置整備事業	2	225	900	H27～H31

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 不法投棄対策

ごみの散乱防止や適正な処理に関するモラル向上のため、広報紙、チラシ等による啓発に努めます。また、パトロールを実施する等、監視体制の強化に努めます。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災等の自然災害により、一時的に多量に排出される廃棄物については、被災地の衛生を保持する必要があることから、南相馬市とともに策定した「南相馬市・飯館村定住自立圏共生ビジョン」に基づいて、同市に依頼するものとします。また、今後も継続的に同市との情報交換を行うこととします。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本村では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて福島県及び東北地方環境事務所と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画最終年度終了後、速やかに事後評価を実施し、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。

別添 1

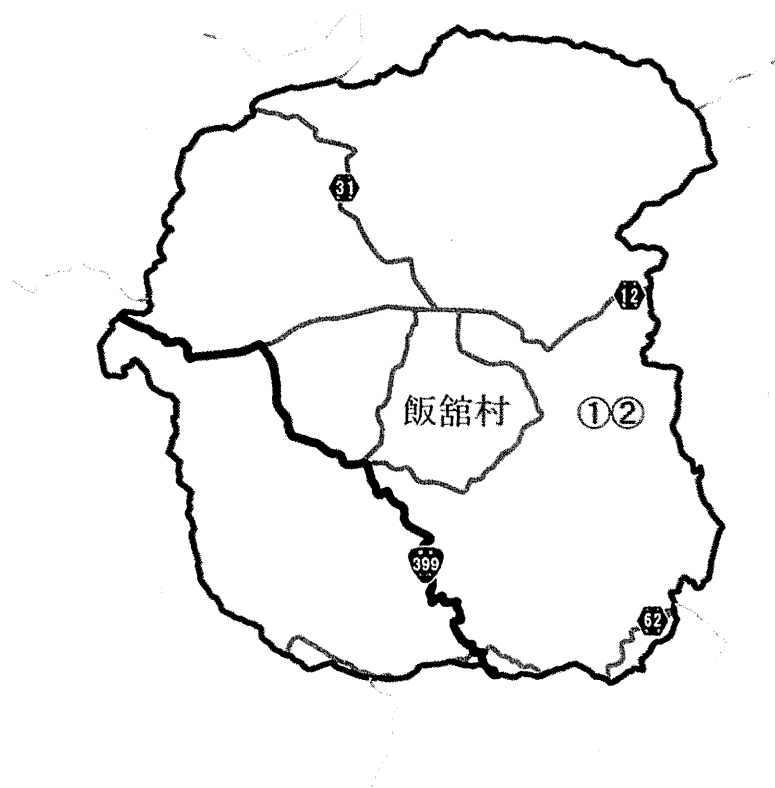
施設の概要

【リサイクルセンター】

名 称	飯舘村リサイクルセンター
所 在 地	福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平 560
供用開始年月	平成 10 年 4 月
処 理 能 力	1t/日
処 理 方 式	圧縮梱包、保管

【最終処分施設】

名 称	飯舘クリアセンター（埋立処分施設）
所 在 地	福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平 560
供用開始年月	平成 7 年 10 月
浸出水処理能力	20m ³ /日
埋 立 面 積	2,655m ²
埋 立 容 量	12,900m ³



関係施設の位置図

資 源 化 施 設	最 終 処 分 場
①飯舘村リサイクルセンター	②飯舘クリアセンター

※焼却施設は平成21年9月に休止

図 関係施設の位置図

別添 3

現状と目標のトレンドグラフ

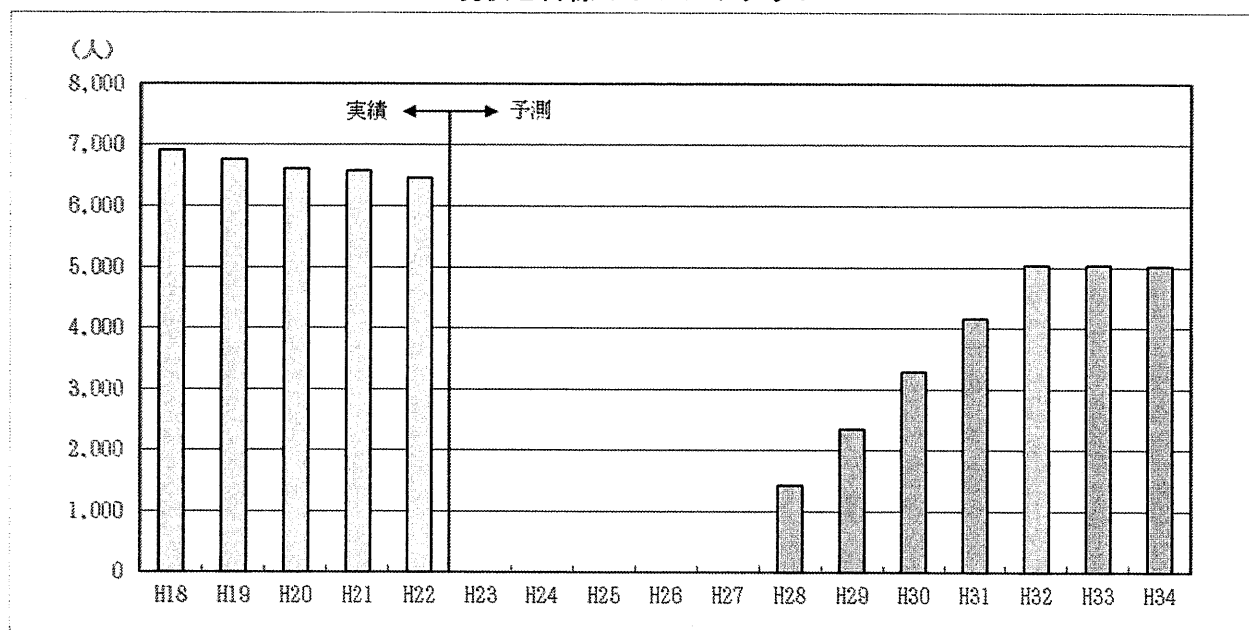


図 1 人口の現状及び目標推移

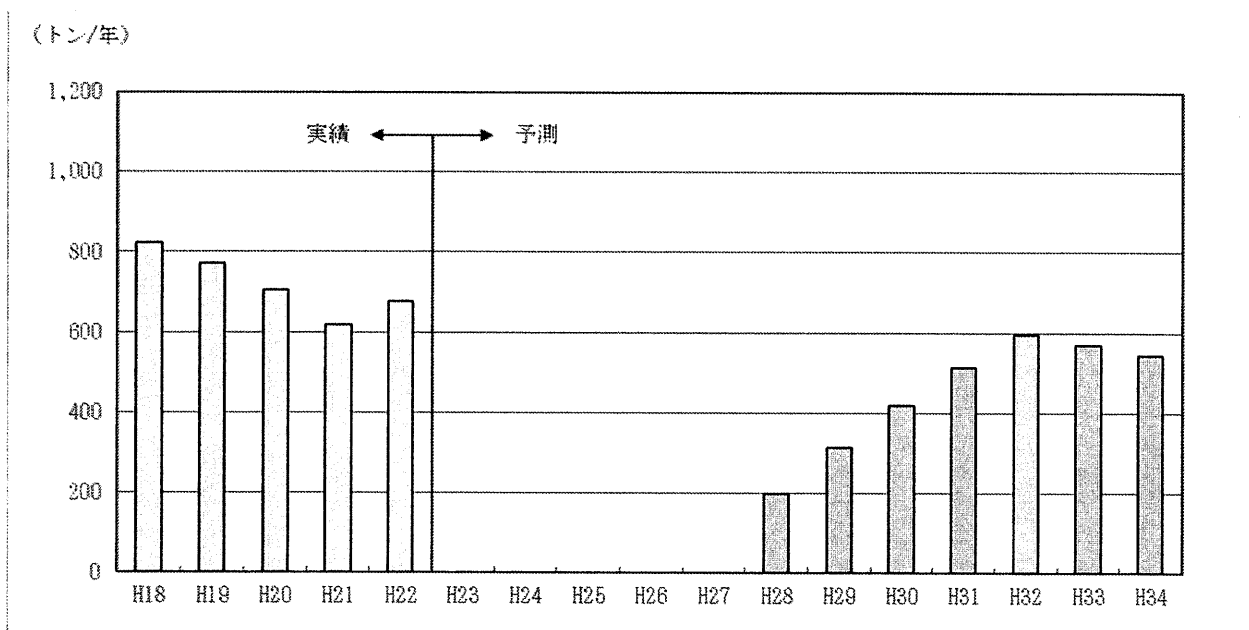


図 2 家庭系ごみの現状及び目標推移

※平成 23～27 年度は避難指示区域となっていることから、図示していない。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27 年度) ①

1 地域の概要							
(1) 地域名	飯館村地域		(2) 地域内人口	6,319 人		(3) 地域面積	230.13 km ²
(4) 構成市町村等名	飯館村		(5) 地域の要件	人口	面積	沖繩	離島 奄美 豪雪 山村 半島 福地 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	① 組合を構成する市町村： ② 設立年月日：						

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)					目 標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	0	0	0	0	0	0	0 (H22比 -)
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 (H22比 -)
	家庭系 総排出量(トン)	822	771	706	617	678	596	596 (H22比 -12.1%)
	1 人当たりの排出量 (kg/人)	119	114	107	94	105	118	118 (H22比 12.4%)
	集団回収量(トン)	221	195	174	157	153	147	147 (H22比 -3.9%)
再生利用量	排出量合計 (①+②)	822	771	706	617	678	596	596 (H22比 -12.1%)
	排出量合計 (①+②+③)	1,043	966	880	774	831	743	743 (H22比 -10.6%)
	直接資源化量(トン) 割合(⑥÷④×100)	340 (41.4%)	324 (42.0%)	292 (41.4%)	273 (44.2%)	262 (38.6%)	248	248 (41.6%)
中間処理による減量化量	総資源化量(トン) 割合(⑦÷④×100)	340 (41.4%)	324 (42.0%)	292 (41.4%)	273 (44.2%)	262 (38.6%)	251	251 (42.1%)
	総資源化量(トン) 割合(⑧÷⑤×100)	561 (53.8%)	519 (53.7%)	466 (53.0%)	430 (55.6%)	415 (49.9%)	398	398 (53.6%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	0MWh	0MWh
最終処分量	減量化量(トン) 割合(⑨÷④×100)	288 (35.0%)	267 (34.6%)	252 (35.7%)	268 (43.4%)	339 (50.0%)	318	318 (53.4%)
	埋立最終処分量(トン) 割合(⑩÷④×100)	194 (23.6%)	180 (23.3%)	162 (22.9%)	76 (12.3%)	77 (11.4%)	27	27 (4.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(別添3参照)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			更新、廃止、新設の内容				備 考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	供用開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月
エネギ・回収型廃棄物処理施設	飯館村	-	-	-	-	-	-	-	-
マテリアリサイクル推進施設(リサイクルセンター)	飯館村	選別・圧縮処理	有	1t/日	H10.4	-	-	-	-
埋立処分施設(最終処分場)	飯館村	セル・サンクトイッチ方式	有	12,900m ³ (埋立容量)	H7.10	-	-	-	-

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成 27 年度）②

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現況						目標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成32年度	
総人口		6,972	6,852	6,699	6,613	6,581	5,364	
公 共 下 水 道		0	0	0	0	0	0	
	汚水衛生処理人口	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	1,228	1,202	1,182	1,121	1,199	890	
	汚水衛生処理率	17.6%	17.5%	17.6%	17.0%	18.2%	16.6%	
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	1,739	1,744	1,823	1,838	1,869	3,238	
	汚水衛生処理率	24.9%	25.5%	27.2%	27.8%	28.4%	60.4%	
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	4,005	3,906	3,694	3,654	3,513	1,236	

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定施設の内容			備考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	飯館村	559基	3,646人	H5. 4	225基	900人	H32

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2（平成 27 年度）

事業種別	事業 番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規 模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考	
				単位	開始	終了	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		平成 31年度
○浄化槽に関する事業							91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	
		4 飯館村	225 基	H27	H31		91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	
							0					0					
合 計							91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	91,150	18,790	21,873	16,829	16,829	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策 種別	事業 番号	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	事業 期間		交付 金必 要の 要否	事業計画					備考
					開 始	終 了		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
発生抑 制、再 使用の 推進に 関する もの	11	帰村村民に対する分別 区分の再認識促進	帰村後の村民に対して、本村が定める分別区分を順守・再認識させるための取り組みを推進する。	飯 館 村	H 28	H 31							村民の 帰村後 に実施
	12	環境教育、普及啓発	ダイエツトマスター制度を継続して実施することで、ごみの減量化を推進する。	飯 館 村	H 28	H 31							
	13	集団回収の継続	ごみ資源化だけでなく地域コミュニティの育成を目的として、集団回収を継続して実施する。	飯 館 村	H 28	H 31							
処理体 制の構 築、変 更に関 するもの	21	分別区分の継続	原則としてこれまでの分別区分を継続していく。	飯 館 村	H 27	H 31							
	22	事業系一般廃棄物の排出者による処理処分	事業系一般廃棄物は排出者による処理処分を原則として、事業者に対して適正な処理処分を求める。	飯 館 村	H 27	H 31							
処理施設 の整備 に関するもの	4	浄化槽設置整備事業	農業集落排水施設等が整備されていない地区に合併処理浄化槽の整備を進める。	飯 館 村	H 27	H 31	○						
その他	41	不法投棄対策	広報誌、チラシ等による啓発や、パトロールを実施するなどして監視体制を強化する。	飯 館 村	H 27	H 31							
	42	災害時の廃棄物処理に関する事項	被災地の衛生と生活環境を保持する観点から、災害廃棄物の適正な処理に努める。	飯 館 村	H 27	H 31							

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	飯舘村
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	村は、生活系排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業により浄化槽を設置しようとする者に対して、その設置に要する経費について補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成27年度～平成31年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法の認可を受けた、事業計画に定められた予定処理区域内以外の地域であり、水道水源の流域。 浄化槽設置整備事業実施要綱第3（1）ア（ウ）
(6) 事業計画額	交付対象事業費 91,150 千円 うち （以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業 千円

○事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 （人分）	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	70基（280人分）	基	23,240 千円	23,240 千円	23,240 千円
6～7人槽	130基（520人分）	25 基	54,210 千円	54,210 千円	54,210 千円
8～10人槽	25基（100人分）	基	13,700 千円	13,700 千円	13,700 千円
11～20人槽	基（人分）	基			
21～30人槽	基（人分）	基			
31～50人槽	基（人分）	基			
51人槽以上	基（人分）	基			
改築	基	基			
計画策定調査費					
合計	225基（900人分） 改築を除く	25 基	91,150 千円	91,150 千円	91,150 千円